

孤独・孤立対策推進会議運営要領

（令和 6 年 5 月 14 日
孤独・孤立対策推進会議議長決定）

（会議の運営）

第一条 「孤独・孤立対策推進会議の開催について」（令和 6 年 4 月 19 日孤独・孤立対策推進本部決定）に基づき、会議の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（審議の内容等の公表）

第二条 会議において配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。

2 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、内閣府においてこれを公表する。

（雑則）

第三条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 5 月 14 日から施行する。